記入上の注意

1 申請金額について

支出予定額調書(第3号様式)の都補助所要額となります。 申請(補助)金額=「都補助基本額」× 2/3 (1円未満切捨て)

2 基準単価について

健診をデジタル撮影で行う場合の補助基準単価については、「間接 100mm」の 基準単価を使用してください。実績報告書作成時には、支出額内訳書(第 10 号様 式の 2)にデジタルと記載してください。

3 対象経費について

補助対象経費は、当該年度に支出した補助対象となる健康診断の経費のみです。

- (1) 健診業者等と契約をし、医師等の派遣を受けた場合の医師派遣料(委託料)
- (2) 学校医との直接契約により人件費を支出する場合の報酬
- (3) 医師・放射線技師等を一時的に直接雇用し、人件費を支出する場合の賃金
- (4) 健診会場設営のため、駐車場等を借り上げた場合の使用料及賃借料

4 補助対象外経費について

- (1) 残業手当等の職員の給与に含まれる人件費
- (2) 使用物品のまとめ買い等による、年度内に不使用の物品分の経費 (残りを次年度に使用しても、次年度の経費に算定できません。)

5 申請後の手続きについて

(1) 代表者等の変更について

当該年度内に申請者(設置者)が変更になった場合は、速やかに当課担当ま で御連絡ください(補助金の支払に支障がでます。)。

(2) 変更交付申請書(第7号様式)は、健診実績の補助対象額が、当初の交付申請額(第1号様式)を上回った場合に使用します。

実績報告時に増額申請を行っても支払はできません。補助金の交付決定後、 当初の交付申請額を上回った場合は速やかに担当までご連絡ください。

(3) 第1号様式、第7号様式及び第8号様式の問い合わせ先の欄には、当課からの問合わせに回答できる実務担当者名を記入してください。

6 実績報告時の添付書類等について

- (1) 領収書には番号を付け、第 10 号の 2 様式の領収書番号と整合させてください。
- (2) 添付書類は返却できませんので、写し等を添付してください。
- (3) 同一領収書(同一請求書)内に補助対象外の経費が含まれているときは、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分できるよう記載してください。 なお、消費税の計算時に、端数が出た場合は切り捨ててください。
- (4) 銀行等からの口座振替一覧等の書類をもって、領収書の代わりにする場合に は、振込額に対応する請求書の写しを添付してください。
 - ※ 補助対象経費と補助対象外経費が分かるように記載してください。

(5) 領収書に内訳が記載されていない場合は、内訳が分かる書類(請求書等)を 必ず添付してください。

6 その他

- (1) 申請者が作成した文書をもって請求書・領収書の代わりにすることは認められません。
- (2) 様式等の記載内容の訂正を行う場合は、記入し直してください(訂正印の使用不可)。

【参照法令】 (法:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)(抄)

(定期の健康診断)

- 第53条の2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者 (以下この章及び第12章において「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を 含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で 政令で定めるもの(以下この章及び第12章において「施設」という。)の長は、それぞ れ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童 又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であって政 令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に 係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

(定期の健康診断に関する記録)

- 第53条の6 定期の健康診断の実施者(以下この章において「健康診断実施者」という。)は、定期の健康診断を行い、又は前2条の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。
- 2 健康診断実施者は、定期の健康診断を受けた者から前項の規定により作成された記録の 開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(通報又は報告)

第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断(第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。)につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長(その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 (平成 10 年政令第 420 号) (抄)

(施設)

- 第11条 法第53条の2第1項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。
 - 二 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号及び第3号から第6号 までに規定する施設

(定期の健康診断の対象者、定期及び回数)

- 第12条 法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満のもの を除く。)の学生又は生徒 入学した年度
 - 四 前条第2号に掲げる施設に入所している者 65歳に達する日の属する年度以降において毎年度

- 3 法第53条の2第1項及び第3項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。
 - 一 第1項各号及び前項第1号の定期の健康診断にあっては、それぞれの定期において1 回

社会福祉法 (昭和26年法律第45号)(抄)

(定義)

- 第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉 事業をいう。
- 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。
 - 一 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に規定する救護施設、更生施設その他生計 困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経 営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
 - 三 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設を経営する事業
 - 六 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設を経営する事業

以下は、必要に応じてコピーしてお使いください。			
	年	月	

健診機関

様

当事業者は、東京都の結核予防費都費補助金を申請しているため、結核の定期の健康診断の見積書、請求書及び領収書等には、以下の項目の記載をお願いします。

- ① 健診実施人員
- ② エックス線撮影の単価

健診委託者